

一般社団法人版元ドットコム
定 款

令和5年1月26日 作 成

一般社団法人版元ドットコム 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人版元ドットコムと称し、英文では、Hanmoto.Com Associationと表記する。

(目 的)

第2条 当法人は、日々出版される書籍・雑誌の情報を統合し、本の情報をだれもが使えるプラットフォームにて公開すること、並びに会員・会友間の共同活動及び交流を通じて出版物制作と流通についての情報を共有することで、全国の書店・出版社の連携を促進し、次世代に開かれた文化とビジネスの環境構築を推進することをもって、出版業界全体の活性化に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1．書籍・雑誌などの販売促進のための会員組織の運営
- 2．書籍・雑誌などの書誌データベースの開発、管理、運営
- 3．書誌データベースの販売
- 4．出版社・取次店・書店などの情報のデータベース開発・管理
- 5．書籍の制作・販売の支援
- 6．出版に関するコンサルタント及びセミナーなどの運営
- 7．著作権売買などの権利管理業務
- 8．前各号に附帯する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告方法は、電子公告の方法により行う。電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載する方法により行う。

(機 関)

第5条 当法人は、当法人の機関として次の機関を置く。

- (1) 社員総会
- (2) 理事
- (3) 理事会
- (4) 監事

第2章 会 員

(社員及び会員)

第6条 当法人の会員は次の3種とし、当法人の社員となる者は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)に定める社員となるものと

する。

- (1) 社員 当法人の目的に賛同して活動を主導する出版事業を行う法人
- (2) 一般会員 当法人の目的に賛同して活動する出版事業又は関連事業を行う法人、団体若しくは個人事業主
- (3) 賛助会員 当法人の目的に賛同して活動を賛助する法人又は団体で、理事会が特に認めるもの

2 会員としての権利義務（社員の資格の得喪に関するものを除く。）その他詳細は、法令又は本定款に定めるほか、理事会において別途定める会員規則による。

（入 会）

第7条 当法人の成立後会員（社員を除く。）となるには、当法人所定の入会申込書により入会の申込をし、理事会の承認を得なければならない。

2 社員の入会については、当法人所定の申込書により入会の申し込みをし、社員総会の承認を得なければならない。

（経費の支払義務）

第8条 すべての種類の会員は、社員総会において別に定める会費を支払わなければならない。

（退 会）

第9条 会員（社員を除く。）は、いつでも、1カ月以上前の予告をもって、退会することができる。ただし、社員が退会する場合には、理事会の承認を要するものとし、2カ月以上前に当法人へ予告するものとする。

2 前項但し書きは、やむを得ない事由がある場合にはこれを適用しない。

（除 名）

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、一般法人法第49条第2項第1号に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができるものとし、除名にあたっては会費の返却を要しない。

- (1) 会費の未払い（2カ月以上）
- (2) 3カ月以上にわたる本のデータの未登録や未更新等会員義務違反
- (3) 出版事業を停止し、もしくは破産手続開始の決定を受けたとき。
- (4) この定款その他の規則に違反したとき。
- (5) この法人の名誉を著しく傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (6) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（資格喪失）

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 1年以上会費を滞納したとき。
- (2) 退会したとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。

（名 簿）

第12条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載又は記録した名簿を作成する。

第3章 会員総会

(招集)

第13条 当法人の定期会員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時会員総会は、必要に応じて招集する。

2 会員総会は、理事会の決議に基づき代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従い、他の理事がこれを招集する。

3 会員総会を招集するには、会日より1週間前までに、会員に対して招集通知を発するものとする。ただし、書面により通知することを要しない。

(決議の方法)

第14条 会員総会の決議は、出席した議決権を行使することができる会員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第15条 社員は、会員総会において、各1個の議決権を有する。

(議長)

第16条 会員総会の議長は、当該会員総会においてこれを定める。

(議事録)

第17条 会員総会の議事については、開催日時、場所、出席会員数ほか、議事の経過及び要領などを記載又は記録した議事録を作成し、会員総会の日から10年間主たる事務所に保管する。

第4章 社員総会

(招集)

第18条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従い、他の理事がこれを招集する。

3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。ただし、一般法人法施行令第1条の定めにより社員があらかじめ書面又は電磁的方法により承諾した場合には、電磁的方法により通知を行うことができる。

(決議の方法)

第19条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第 20 条 社員は、各 1 個の議決権を有する。

2 社員は、一般法人法施行令第 2 条に基づき、前項の議決権の行使を電磁的方法により行うことができる。

(議 長)

第 21 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、理事会において定めた順序に基づき、他の理事がこれに代わる。

(議事録)

第 22 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に保管する。

第 5 章 役 員

(役 員)

第 23 条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上

(2) 監事 1 名以上

2 理事は、社員総会の決議によって選任するものとし、各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族その他の当該理事と財務省令で定める特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合は、3 分の 1 以下とする。

3 当法人に代表理事 1 名を置き、理事会において理事の過半数をもって選定する。

4 代表理事は、一般法人法上の代表理事とする。

5 代表理事は、当法人を代表し会務を総理する。

6 理事会の決議により、当法人に副代表理事、専務理事及び常務理事等役職理事を若干名置くことができる。

(理事及び監事の任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務、権限、責任)

第 25 条 理事は、法令及び本定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 理事は、その任務を怠ったときは、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、一般法人法第 112 条及び第 113 条の規定に該当するときはこの限りでない。

3 理事がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該理事は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

- 4 理事が一般法人法第117条第2項第1号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。
- 5 理事が当法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の理事も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(理事の報告義務)

第26条 理事は、当法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を理事会及び監事に報告しなければならない。

(解任)

第27条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員等の法人に対する責任の免除)

第28条 当法人は、一般社団法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条に定める理事(理事であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当法人は、一般社団法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条に定める監事(監事であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

(非業務執行理事等の法人に対する責任の限定)

第29条 当法人は、一般社団法人法第115条の規定により、理事(業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る。)との間に、同法第111条に定める賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

- 2 当法人は、一般社団法人法第115条の規定により、監事との間に、同法第111条に定める賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(報酬等)

第30条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第6章 理事会

(招集)

第31条 理事会は、代表理事がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- 2 代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序に従い、他の理事がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第32条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催する

ことができる。

(議 長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、当該理事会において議長を選出する。

(理事会の決議)

第34条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事会は、法令又は本定款に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事その他の役職理事の選定及び解職
- (4) 役員候補者の選出
- (5) 重要な財産の処分及び譲受
- (6) 多額の借財
- (7) 重要な使用人の選任及び解任
- (8) 予算の承認
- (9) 決算書類の承認
- (10) 定款第28条の定めに基づく一般法人法第 1 1 1 条第 1 項の責任の免除
- (11) 理事の利益相反取引の承認
- (12) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

(理事会の決議の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第36条 代表理事及び業務執行理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(競業及び利益相反取引の制限)

第 37 条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のために当法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- (2) 理事が自己又は第三者のために当法人と取引をしようとするとき。
- (3) 当法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において当法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

(理事会議事録)

第38条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、

出席した代表理事及び監事がこれに署名又は記名押印若しくは電子署名し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 基金

(基金の募集)

第39条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 基金の募集、募集事項、申込み、割当て及び財産の抛出等の手続については、社員総会の決議による決定により、募集の都度、これを定めるものとする。但し、申込み及び割当ての手続きについては、基金を引き受けようとする者がその総額の引受けを行う契約を締結する場合には、これを不要とする。

(基金の抛出者の権利)

第40条 抛出された基金は、基金抛出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還)

第41条 基金の抛出者に対する返還は、定時社員総会の決議によって行う。

2 返還する基金の総額については、一般法人法第141条第2項の規定に従うものとする。

3 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

4 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。

5 前項の代替基金は、取り崩すことができない。

6 基金の抛出者は、当法人の社員総会の決議による事前の承諾のない限り、基金の返還に係る債権の全部または一部を第三者に譲渡し、もしくは担保に供し、または引き受けさせてはならない。

第8章 計算

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第43条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を経て、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第44条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事は、一般法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

2 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については

理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第45条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書(監事の監査報告書を含む。) を、定時社員総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第46条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 事務局

(事務局)

第47条 当法人は、事務を処理するために、事務局を置くことができる。

2 事務局を置く場合には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員の任免)

第48条 職員の任免は、理事会が行う。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第49条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第50条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第51条 本定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解 散)

第52条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第53条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 附 則

(設立時社員の名称及び住所)

第54条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	東京都渋谷区神宮前二丁目33番18号 株式会社スタジオ・ポット
設立時社員	東京都渋谷区神宮前二丁目33番18号ピラセレーナ303号室 有限会社スタジオ・ポットSD
設立時社員	東京都新宿区山吹町337番地 株式会社青弓社
設立時社員	東京都千代田区神田神保町三丁目10番地 株式会社皓星社
設立時社員	東京都文京区本郷三丁目4番3号 株式会社太郎次郎社エディタス
設立時社員	東京都中央区日本橋人形町二丁目30番6号 株式会社トランスビュー
設立時社員	東京都国分寺市南町二丁目17番9号 株式会社スタイルノート
設立時社員	東京都府中市片町二丁目21番9号 よるのしる株式会社

(設立時の役員)

第55条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	沢辺 均
設立時理事	石塚 昭生
設立時理事	矢野 未知生
設立時理事	晴山 生菜
設立時理事	須田 正晴
設立時理事	工藤 秀之
設立時理事	池田 茂樹
設立時理事	小林 妙子
設立時監事	内山 正之

(設立時の代表理事)

第56条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

	東京都渋谷区神宮前二丁目33番18号
設立時代表理事	沢辺 均

(最初の事業年度)

第57条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第58条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人版元ドットコム設立に際し、設立時社員 株式会社スタジオ・ポットほか7名の定款作成代理人である司法書士 阿部文香は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

2023年1月26日

設立時社員	東京都渋谷区神宮前二丁目33番18号 株式会社スタジオ・ポット 代表取締役 沢辺 均
設立時社員	東京都渋谷区神宮前二丁目33番18号ピラセレーナ303号室 有限会社スタジオ・ポットSD 代表取締役 石塚 昭生
設立時社員	東京都新宿区山吹町337番地 株式会社青弓社 代表取締役 矢野 未知生
設立時社員	東京都千代田区神田神保町三丁目10番地 株式会社皓星社 代表取締役 晴山 生菜
設立時社員	東京都文京区本郷三丁目4番3号 株式会社太郎次郎社エディタス 代表取締役 須田 正晴
設立時社員	東京都中央区日本橋人形町二丁目30番6号 株式会社トランスビュー 代表取締役 工藤 秀之
設立時社員	東京都国分寺市南町二丁目17番9号 株式会社スタイルノート 代表取締役 池田 茂樹
設立時社員	東京都府中市片町二丁目21番9号 よるのしる株式会社 代表取締役 小林妙子

上記設立時社員8名の定款作成代理人

東京都渋谷区宇田川町12番3号

司法書士 阿部 文香